

平成 2 0 年 1 1 月 1 3 日
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 0 年第 2 1 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第21回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年11月13日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時08分
休憩 午後 1時31分～1時32分
休憩 午後 1時34分～1時35分
休憩 午後 1時42分～1時43分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 古 木 光 義 牧 野 征 夫
中 村 祐 治 宮 田 由 香
澤 利 夫

署名委員 宮 田 由 香

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育長 澤 利夫 教育部長 高橋 眞二
総務課長 小林 健司 生涯学習推進センター長 五十嵐 敏行
体育課長 伊東 幸吉 図書館長 清水 啓文

- 5 会議に出席した事務局の職員
総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

案 件

1 議案

(1) 議案第 3 5 号 立川市教育委員会教育長の任命について

2 協議

(1) 図書館の臨時開館について

3 報告

(1) 平成 1 9 年度たちかわ市民交流大学事業に係る評価意見について

4 その他

平成20年第21回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年11月13日

教育委員会会議室

1 議案

(1) 議案第35号 立川市教育委員会教育長の任命について

2 協議

(1) 図書館の臨時開館について

3 報告

(1) 平成19年度たちかわ市民交流大学事業に係る評価意見について

4 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

古木委員長 ただいまより平成20年第21回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員は宮田委員、お願いいたします。

本日の案件は、議案1件、協議1件、報告1件、その他となっております。

それでは、初めに議案でございますが、本件は人事案件でございますので秘密会が適切と思いますが、皆様いかがでございますでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

古木委員長 それでは、異議なしということで秘密会とさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

午後 1時31分休憩

午後 1時32分再開

古木委員長 それでは、休憩をとって会議を再開いたします。

議案

(1) 議案第35号 立川市教育委員会教育長の任命について

古木委員長 議案第35号立川市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本議案は、澤教育長が平成20年11月20日をもって教育長の任期が満了することに伴って教育長を任命するものでございます。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条2項の規定により、教育長は当該教育委員会の教育委員長を除く委員である者のうちから教育委員会が任命すると規定されております。

なお、澤教育長につきましては、平成20年10月3日の平成20年第3回市議会定例会におきまして、教育委員再任が同意されております。私といたしましては、教育長という職は教育委員会の事務の全てを掌握する常勤の職員でございますので、行政に精通している澤利夫委員に引き続き教育長をお願いするのが適切と思いますが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

古木委員長 ご異議ないものと認めます。

よって議案第35号立川市教育委員会教育長の任命については澤委員を教育長に任命することを決定いたします。

澤委員 ありがとうございます。

古木委員長 よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時34分休憩

午後 1時35分再開

古木委員長 引き続きまして、会議を再開いたします。

協 議

(1) 図書館の臨時開館について

古木委員長 次に協議に入ります。

協議(1)、図書館の臨時閉館について、清水図書館長よりお願いいたします。

清水図書館長 図書館の臨時開館についてご説明いたします。立川市図書館条例第6条の規定に基づき、平成21年1月4日を図書館の臨時開館日としたいという提案でございます。お手元の資料の裏面に図書館条例を載せておりますが、図書館条例の第6条、休館日というところでは、第2号に1月の1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで、休館日とするという取り決めがございます。しかしながら、平成21年1月4日につきましては日曜日で、通常の休館日が月曜日でございますから、1月6日から新年が始まるということになります。そうしますと、休館日が非常に長いということがございまして、現実には他市の図書館の状況を見ますと、1月4日を開館日とする図書館も多いんですけど、条例上、4日が休館日となっておりますので、本来は条例変更も必要かと思っておりますが、現在図書館協議会におきまして、新しい図書館の計画を作っております中では、開館日・休館日の問題もこれから論議になります。そういったところで、実際の開館日、開館日数含めましてご論議をいただいているところでございますので、来年の1月4日につきましては、この図書館条例の第6条の図書館の休館日は次の各号に掲げる通りとする、ただし、ただし書きで委員会が特に必要があると認めるときは変更し、とございますので、来年の1月4日につきましては、教育委員会のただし書きでお認めをいただきまして、臨時開館日とするということで、実際の開館日等の条例変更につきましては、図書館協議会の答申をいただいた上で条例改正を来年度行っていきたい。特にその中では、指定管理者制度を含め、いろいろな論議がございますので、そういった中の大まかな条例変更は次回に譲りたいという思いがございまして、今回に限りましては、ただし書きの中で1月4日を開館日とさせていただきたいという提案でございます。

以上でございます。

古木委員長 説明が終わりました。

ご協議をいただきたいと思います。ご意見ある方は挙手をお願いいたします。

中村委員。

中村委員 前回の定例会で臨時休業が出されて、そこではご意見なしでございましたが、やっぱりサービスという点であればちょっとと思っていて、そういう点で今回の提案は賛成でございます。しかも、先ほどは図書館長からご説明がありましたとおり、暫定的に第6条をもって今回は臨時開館とする。ただし、再来年の1月については条例改正を、これは視野に入れながらということでございますので、やっぱり市民サービスを充実させてい

くということは非常に重要で、大体考えても1月3日までは妥当だと私は思いますから、この条例自体が本当は問題だといえば問題だと思いますので賛成でございます。

古木委員長 中村委員より賛成のご発言がありました。

牧野委員。

牧野委員 私も1月4日開館は、まあ職員大変ですけれども一般的な企業や行政も含めて4日から勤務ですので。ただ、たまたま今年が休日になっているということで、次の月曜との連休が行政サービス、市民サービスにおいてどうかという、そこから第6条のただし書きを思いついたということですよ。ですから、私はいいと思いますよ。ですから、余り条例というのがご存じのように変えるべきものではないですから、これで十分運用できることですから。

古木委員長 牧野委員からそういうご意見がございましたけれども、図書館長としては、来年条例改正に向けて持っていく予定ですか。

清水図書館長。

清水図書館長 今、図書館協議会等でも実際開館日にいろいろなものがあるかどうか、サービスのことを検討していただいております。その結論の中で答申を受けて条例を改正するというのが流れだと思いますので、条例改正は牧野委員がおっしゃったように余り軽んじてするべきものではございませんので、運用できるところは運用して、もっと深めたサービスをどうするかということの中で、条例提案は来年以降させていただきたいと考えております。

古木委員長 よろしいですか。牧野委員。

牧野委員 はい、結構です。

古木委員長 宮田委員はいかがですか。

宮田委員 はい、結構です。

古木委員長 ただいま中村委員、牧野委員、宮田委員から賛成の意思表示がございました。本件について、清水図書館長の提案のように平成21年1月4日、日曜日の臨時開館をすることに賛成する方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

古木委員長 全員賛成。

よって平成21年1月4日日曜日の臨時開館が決定いたしました。

清水図書館長、周知徹底方よろしく願いいたします。

清水図書館長。

清水図書館長 お認めいただきましてありがとうございました。周知方法につきましてはそちらの提案書にもございますが、「広報たちかわ」12月10日・25日号に掲載し周知を図るほか、ホームページ、館内の掲示、図書館カレンダーの配布等で周知を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

古木委員長 よろしく願いいたします。協議を終わります。

次に報告に移ります。

報 告

(1) 平成 1 9 年度たちかわ市民交流大学事業に係る評価意見について

古木委員長 報告 1 番、平成19年度たちかわ市民交流大学事業に係る評価意見についてのご報告を五十嵐生涯学習推進センター長よりお願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、報告の(1) 番、平成19年度たちかわ市民交流大学事業に係る評価意見についてご説明申し上げます。

お手元に事前に準備させていただきました評価意見の概要をA 4、1 枚の裏表の資料と平成19年度たちかわ市民交流大学事業に係る評価意見についてをご用意させていただきました。意見書につきましては、ページが数ページにわたる関係で概要と資料をもとに説明をさせていただきます。

たちかわ市民交流大学の評価委員会につきましては、たちかわ市民交流大学事業の事業内容及び運営の適正性を評価するために、ことしの3月に設置されたものでございます。この委員会につきましては、生涯学習の審議会や第3次の生涯学習推進計画の中で位置づけられているものでございます。この評価委員会よりこの10月に評価意見書が提出されたところでございます。具体的には、評価委員会での評価の進め方と本意見書の位置づけについてでございます。これにつきましては、評価の必要性につきましては市民ニーズや時代の要請に則した限られた財源の中での着実な事業の実施と、また新しい試みだからこそ客観的な評価と見直しが必要ということに基づきまして、市民交流大学の実施状況を点検評価し、市民交流大学の運営に反映をしていくという趣旨でございます。

評価の進め方につきましては、昨年10月に市民交流大学が開校して、19年度につきましては半年にわたる事業展開をしてきたところでございますけれども、その中で19年度事業につきましては当面の評価として技術面や全体的なバランスの評価分析と、また20年度事業につきましては総合的評価ということで、内容面や運営方法、仕組みなど、その部分に及んだその形での評価をしていきたいというものでございます。2回にわたって段階的な評価を行って、可能なことにつきましてはすぐにも改善をしていくよう指摘されている部分でございます。

平成19年度事業に係る評価につきましては、(1) のところで提供資料の分析、評価に必要なデータ等ということで、19年度につきましては、事前に評価の仕様ですとか統一された評価という資料がなく、この意見書の後ろに資料として提出はしてございますけれども、市のほうで提出をいたしました資料に基づきまして評価をしていただいているところであって、受講者の統一したアンケートがないことや市民ニーズの資料がないことにより、その与えられた資料の中での評価という形になっております。これをより具体的に進めていくためには、資料の統一的なことが必要ということが求められてございます。

具体的な評価意見につきましては、講座の提供者別に見た評価ということで、この表の中に書いてあるとおり、市民交流大学3つの講座を柱といたしまして、市民企画講座につきましては、市民ニーズに則した市民ならではの講座が図られていることとか、ボランティアだけでは特定の市民の負担ということで、マンネリ化など招くことがあるので、幅広い市民参加を求められているということ、また行政企画講座につきましては、とかくかたい講座ということで受講者が少ないということでありまして、受講者だけでの判断が難しいとはいえ、講座を開催すること事態の意味を問われるということで、原因追究が必要だとの指摘と、また団体企画講座につきましては、19年度は授業は実施していなくて、20年度について上半期で6講座実施しておりますけれども、企画段階での評価となりますけれども、公募型の講座については、資金面については支援がないですけれども、場の提供ですとか広報活動ですとか、そういった部分で市としては支援をしていますけれども、そういった部分であれば、もう少し幅広い団体の方からの募集を設けたらいいのではないかとということで、これは応募の段階で5講座程度ということで、募集をしているからそういった指摘をされているところでございます。

講座内容や仕組みに関する意見としては、継続的魅力的にしていくために、質、量ともにさらなる充実が必要ということと、バランスのよい講座ということで、講座ジャンルとして国際交流、外国人を対象にしたものや、若者、青少年を対象とした講座関係が少ないというようなことが求められております。

裏面にいきまして、成果や成果の判断の意見といたしましては、講座の成果把握が必要ということで、企画段階からの目標ですとかねらいを明確にするとともに、事業報告やアンケートなどを重視して、市民交流大学全体として分析比較が可能なアンケートの統一書式が必要ということが求められております。

最後に、まとめと今後の評価の方向性につきましては、意見の中で予算措置などが必要なこともありますけれども、21年度予算、ここで今展開しているところでありますけれども、その中で可能なところから迅速な対応を図ってもらいたいということと、19年度については与えられた資料の中での評価ということになりますので、20年度事業につきましては、事前に調査関係を統一した書式にして、より評価のしやすいものを見て、市として提出をしていくという形になっております。

今回、19年度の評価が出まして、この評価資料につきましては教育委員会に報告するとともに、市民交流大学の理事組織でございます企画運営委員会での検討ですとか、行政企画講座につきましては、庁内に調整員会がございますが、その委員会の中での調整、市民企画講座については、市の推進委員会の中でも調整など図って、今後の講座関係に役立てていきたいというふうに思っております。

報告は以上です。

古木委員長 ご説明が終わりました。質疑を承ります。

中村委員。

中村委員 立川市が市民交流大学という事業を始めて、ここにも書いていますとおり、全国的にも例を見ない新しい試みということを施行されているということは非常にやはりいいことだと思えます。ただし、新しい試みだけにこの評価というものは物すごく大切だと思えますので、今、報告を受けたとおり、従来の評価の考え方と若干異なる視点が必要だなという感じがしているんですね。

というのは、例えば受講者数が55%ということですが、もちろん数も大切だと思いますけれども、キーワードは波及効果だと思うんですね。地域とかあるいは市民に対する波及効果。例えば、100人受けても波及効果がゼロよりもっと少ない人数でも波及効果が大きかったという方が効果は大きいと思えますので、この波及効果をどのように評価していくかというのが難しい課題だと思えますけれども、この研究、大変だと思えますけれども、ぜひ成功させていただきたいと思えます。

それから運営方法、仕組みについても同様だと思います。いわゆる今までの行政がやるトップダウンというのではなくて、ボトムアップ的に受講者が主体的に取り組むとか、あるいは自立するとかという考え方が大事だと思いますので、そういう意味では講座の魅力も、講座内容だけじゃなくて運営方法の工夫も魅力にしていく一つの方法だと思いますので、それから市民との共同というのもキーワード、方法、仕組み、共同、それから波及効果という点、評価が大変だと思えますが、ぜひ生涯学習推進センターの皆さんが知恵を絞って、ある意味で事務局がバックアップをしながらやっていくことが大事だと思います。どうぞよろしくお願いたします。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 今、中村委員の要旨報告から指摘された部分につきましては、今後第4次の生涯学習推進計画もここで立ち上げてくる部分でございます。そういった形で講座だけを提供するだけではなくて、それが地域にどういう形で還元されるか、その部分が一番大切な部分だと考えていますので、そうした指摘部分を生かしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

古木委員長 私のほうでちょっとお尋ねしたいのですが、市民交流大学事業という一般的な名前ですが、昨年立川市では公募して、私ども委員も投票したりして、結局立川のひらがなを頭につけて「たちかわ市民交流大学事業」ということになりましたけれども、この書類の中にある全ての市民交流大学事業というのは頭にひらがなの「たちかわ」という4文字を入れたほうがいいんでしょうか、どうでしょうか、その辺。

五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 「たちかわ市民交流大学」ということで、機構としての大きな名称につきましては「たちかわ市民交流大学」ということが正式名称、つまり、言ってみれば法人格ですとかそういった名前の中ではそういった名称という感じになりますけれども、それぞれその中に付属しています各講座関係の名称につきましては、市民企画

講座ですとか行政企画講座ということで具体的な名称を用いてあらわしているという状況でございますので、すべてにわたって平仮名の「たちかわ」を付さなくても、代表としての機構を総称しているだけでございます。

古木委員長 わかりました。ありがとうございます。

他に、牧野委員。

牧野委員 私は中村委員の考えと同じような考えですけれども、講座数や人数は少なくともやっぱりいいものは継続しながら参加人数を増やす努力をしながら、より幅を広げていくとかそういう方向に持って行く、少ないから切るというそういう発想ではないほうがいいと思うんですね。もちろん1人、2人という人数しか来ないという状況ならやむを得ないですけれども、10人程度集まる講座ならば十分生かすことはできるだろうなということで、やっぱり応募方法やなんかも、集まってさらに工夫をしながら自分の講座を広げる、そういう努力をしていただいたほうがいいんじゃないかなと。

市民交流大学というのは、立ち上がって丸1年ですよ。計画から始まって2年ですよ。その中ではかなりいい評価をいただいていますし、評価で甘えてはいないと思いますけれども、かなりここから発展するものもたくさん出てくるなど。ただ、問題は講座の提供、3つ大体講座があるんですね。市民企画、行政企画、団体企画。この辺のところ、行政企画というのは減らしていくという、そしてさらに市民企画や団体企画のほうをよりふやしていくという、もしくは連携の企画をする。例えば半官半民みたいになってもいいと思うんですよ。でも、市民がベースとして動いていくという、そういうものにどんどん切りかえる必要がなければ、やっぱりどうしても行政に頼ってしまうという、それを脱皮するためには、市民が企画をするという方向づけは持っておきたいと思うんですけれども、その辺は空気としてはどうでしょうか。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 今2点質問をいただきました。

1点目は講座の多い少ない部分でございます、講座の受講者の人数の多い少ない。これは牧野委員ご指摘のように、少ないからというわけではなくて、やはり少ない講座につきましては、とかく行政が企画して必ず必要なものだということで現体的な課題ですとか、必要な課題を提供している部分でありまして、この部分につきましてはもう少し、広報たちかわなどを通じて集客を出来るような仕組みは必要だと思いますが、これは今言われたような形で継続的に必要な部分でございますから、継承をしていきたいというふうに思っております。

また、市民推進委員会で企画する市民企画の講座、これも行政講座、現時点では、19年度下半期165講座あって、そのうち40講座が市民推進委員会さんが企画した講座数になります。これも庁内の調整委員会をする中で統一したテーマなどを掲げて、重複することのないような形で行政講座は推進していきたいと。その部分、審議推進委員会のところについた、現時点は1年ということでもまだまだ少ない人数で展開しておりますけれども、さまざまな市民参加の講座もあると思いますので、言われるような形での、市民がみずから企画して自主的に

自立した形での企画講座の展開を今後は図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

古木委員長 ありがとうございました。

中村委員。

中村委員 では、今の件で先ほど私が発言した、ですから、存在意義の件ですけれども、私は、運営方法、仕組み、それから市民との協働、講座の波及効果、これ掛け算かなと思っているんですよ。というのは、参加者が例えば100でも波及効果ゼロだったり、参加が5でも波及効果が100だったらということです。だから、結局その掛け算の関係で成り立つかなという気がします。これちょっと論理的というか学術的に云々という問題ではなくて、ですから、牧野委員おっしゃったとおり、それからセンター長がおっしゃったとおり、必要なものをきちんと波及させていく、そして協働の関係において波及させるということが重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

古木委員長 澤教育長。

澤教育長 今の波及効果の話でいくと、やっぱり基礎はアンケート、まず受講者がどういふふう感じたかというアンケートが非常に回収率が低いのもあるし、あるいはとってないものもありますよね。その辺が満足度を、まずは受講者がどう満足したか、その満足度によっては多分波及のコメントももしかするとあるかもしれない。評価にも書かれていますけれども、その辺我々としてはしっかり、まずは住民満足度をどういうリサーチをするかというのが基本かなと思っていますので、まずは受講者のアンケートをとって、どう感じてどうそれを広めようとするのかとか、そういうところもやっぱり必要かなと。ないんですよ、今、統一したアンケート用紙は。

古木委員長 五十嵐生涯学習センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 行政企画講座につきましては全庁的な形でそういう主管課のところでは現時点ではアンケート作成したりしています。これ以降は、行政のものにつきましては委員会の中で調節して、統一的なアンケート用紙も含めた形でやっていきたいと。市民企画講座につきましては、もう統一したアンケートがございますので、その中でも自由意見ですとかさまざまな要望関係を書いてございますので、その中では検証することは可能かと思っております。ただし、企画する段階から、ねらいですとかそういったものをトータル的に含めた形で、そのねらいが達成できたかどうか、それらの部分も含めて検証していく必要があると思います。

古木委員長 澤教育長。

澤教育長 ただ、22講座しかアンケートをとっていないんですね。そうすると全体的には、市民講座はいくつでした。

五十嵐生涯学習推進センター長 160です。

澤教育長 160のうちの22講座しかアンケートがとられてないということになると、行政講座は別として、もっと回収していく必要があると思います。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 この統一的なアンケートということなのですが、おそらくアンケートを受ける対象者が市民、要するに参加した側と企画を立案した側と2つあるわけで、危険なのは1つのものに両方を盛り込んでしまう可能性があるのですが、こういった形で統一的なアンケートをとってしまうと、最終的な評価をするときに、先ほど中村委員がおっしゃられたような掛け算での効果を見ることがしにくくなってしまいますので、まずは現在の市民交流大学の企画の立て方からしますと、私が思いますには、やはりまずは市民ニーズがどういうところにあるのかというのが最大の知りたいことなのかなということと、あと最も大事なのは、企画の目的というかそのねらい、目標値がどこにあるかということが分かっていくと、これは3年くらいかけなければその効果が得られないとか、これは単発で得られるとかというようなすみ分けもできてくるのかなと。そういう中で大事なのは、行政企画というものがもう少し市民に分かりやすいという形で波及していくことが望まれて、そういうものが核になって、市民が自主企画を立て、市民ニーズを発散させていくということで成り立っていくのではないかなと思います。

行政企画が教育的効果など多く期待できるものであるし、今後長い目で見ていったときにいろいろな方向性が見出せるのではないかなというふうに思いました。満足度というものもそれとともに変わってくるでしょうし、そういう形でも企画の中身も変わってくるのかなという、時間のかかることだと思うのですが、特に教育と連携していけるであろうということを考えると、このアンケートのつくり方というのは慎重にさせていただけたらなというふうに考えます。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 今後の講座関係を展開していく上では、アンケートは大切な部分だと思いますので、今お伺いした内容は持っていきたいと思います。そして、アンケートとかいろいろな調査の中にもすべての講座にわたって同一でやるということかなりの膨大数が出てくるかと思うんですね。その中で、今、意見書の中にも書いてありますけれども、何点が特化した形でサンプル抽出をいたしまして、ねらいの段階から受講者の意見、アンケートまで含めた形で関連するところを検証していくような形でのシステムを並行して行っていきたいというふうに考えています。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 この中にも書いてありますけれども、市民交流大学、大学という名前がついているから上級の講座もということなんですけれども、講座を全部具体的に見ていっても上級のなものがあるわけで、どういう評価が出たかわかりませんが、例えばもっともっと高いものを求める方がいらっちゃってこういうことを書かれたのかわかりませんが、市民交流ですから大学というのは名称の一端であって、やはり市民交流という部分を主力にした動き、こういうものを今後置いて、これからも集めていただきたいなと思います。

古木委員長 牧野委員からのご要望がございました。

五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 交流大学ということで名称がついております。確かに市民と協同してやっていく中では交流部分、非常に大切な部分だと思っております。一方では大学というようなある一定のレベルでの講座環境も必要だと。バランスの問題かなというふうに思っておりますけれども、今後さまざまな意見を聞いた中でバランスを図って展開をしていきたいというふうに考えます。

古木委員長 はい。よろしくお願いいたします。

では、この報告、ただ今の平成19年度たちかわ市民交流大学事業に係る評価意見についてのご報告につきまして、ご質問はよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

古木委員長 では、これで終わらせていただきます。

その他

古木委員長 4番目、その他でございます。

その他は特にございませんか。

ないようですので、それでは本日の案件、議案1件、協議1件、報告1件については、その議事日程どおり終了いたしました。

閉会の辞

古木委員長 次回は11月27日13時30分より、第22回の立川市教育委員会定例会を当会議室にて開催いたしますので、ご予定をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後 2時08分閉会

署名委員

.....

委員長